

平成 29 年度 鹿児島地方最低賃金審議会

第 2 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	平成 29 年 7 月 28 日 (金) 15 時 30 分 ~ 17 時 10 分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員 (5 名) 石塚孔信 竹中啓之 田畑恒春 野平康博 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (4 名) 喜納浩信 下町和三 新内親典 松下徹 (敬称略)
	使用者代表委員 (5 名) 岩重昌勝 岩元義弘 内道雄 濱上剛一郎 森山麗子 (敬称略)
	事務局 (5 名) 江原労働局長 吉野労働基準部長 上ノ原賃金室長 平松賃金室長補佐 有村給付調査官
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 29 年度 中央最低賃金審議会における目安答申伝達について 2 平成 29 年度 産業別最低賃金の改正に関する申出等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (2) 百貨店、総合スーパー (3) 自動車(新車)小売業 3 平成 29 年度 産業別最低賃金改正の必要性の諮問について 4 平成 29 年度 産業別最低賃金改正の必要性に関する審議を行う運営小委員会に参加する関係労使について 5 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 6 その他
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申) 2 第 2 回目安に関する小委員会配布資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 29 年度賃金改定状況調査結果 (2) 生活保護と最低賃金 (3) 地域別最低賃金額、未満率及び影響率 (4) 賃金分布に関する資料 (5) 最新の経済指標の動向 (6) 中小企業・小規模事業者に対する支援施策 (7) 賃金分布に関する資料の補足 3 第 2 回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料 4 生活保護と最低賃金の比較について 5 平成 29 年度春季賃上げ要求・妥協状況 6 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果 (鹿児島労働局) 7 平成 29 年度産業別最低賃金の改正に関する申出書 (取扱注意) <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気機械器具、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業 (2) 自動車(新車)小売業 (3) 百貨店、総合スーパー 8 地方最低賃金審議会・専門部会の運営に関する要請 9 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて

上ノ原賃金室長

それでは、これより平成29年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を開催させていただきます。本日は労側委員が1名、大木委員が欠席でございますので、ご報告申し上げます。議事に入ります前に報告事項がございます。鹿児島地方最低賃金審議会運営規定第6条により、審議会は公開することになっております。事務局で本日の傍聴希望者を公示しましたところ、5名の希望者がございまして、本日4名の方が来られています。この方は、「鹿児島県労働組合総連合」、県労連の皆様方です。ただ今、会議室の外で待機していただいております。公開要領によりますと、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする」とされておりますので、後ほど前回と同様に議事に入りました段階で、傍聴の諾否について会長にご判断をお願いいたします。報告事項は、以上でございます。

石塚会長

それではこれから平成29年度第2回鹿児島県地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、お越しいただいてどうもありがとうございます。それでは、本審議会の成立につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

上ノ原賃金室長

それでは報告いたします。審議会は、「委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き議決をすることができない」と規定されておりますが、本日は、公益側委員5名、労働者側委員4名、使用側委員5名の14名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

石塚会長

ありがとうございます。本審議会は有効に成立しているということですので、これより審議を始めたいと思います。

先程話がありましたとおり、本日の傍聴希望者が4名おられるということです。審議会の公開につきましては、「会議の傍聴を希望する者に対して、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする」という規定がございます。私としましては、前回

同様、議事の内容からして非公開にする理由はないと思いますので、傍聴を認めることにしたいと思いますけれどもよろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

ありがとうございます。それでは、傍聴を認めることといたしますので、事務局は傍聴希望者を入室させてください。

(傍聴者希望者が入室)

石塚会長

それでは、議題に入りたいと思います。本日の議題は1番から6番までございますので、順番に審議していきたいと思います。それでは、最初の議題に入ります。1番目の議題は、「平成29年度中央最低賃金審議会における目安答申の伝達について」です。江原労働局長から答申の伝達をお願いいたします。

江原労働局長

それでは、私より答申文を読み上げる形で、伝達させていただきます。答申文は資料番号1に添付しておりますので、ご覧ください。それでは読み上げさせていただきます。

平成29年7月27日

厚生労働大臣塩崎恭久殿

中央最低賃金審議会
会長 仁田道夫

平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

平成29年6月27日に諮問のあった平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

1 平成29年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみ

るに至らなかった。

- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に委託業務を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

続きまして、別紙1の「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」でございますが、鹿児島県に関する部分につきまして読み上げたいと思います。

同公益委員見解1に、「平成29年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする」と述べられておまして、鹿児島県を含むDランクにつきましては22円の目安額が示されています。以上でございます。

石塚会長

どうもありがとうございます。ただ今、中央最低賃金審議会における目安答申について伝達を受けましたが、ここで目安小委員会における労使委員見解及び公益委員見解について、事務局の方から説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

それでは、平成29年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解及び目安小委員会における労使委員見解について説明いたします。まず資料1をご覧くださいと思います。本年度の中賃の審議状況について申し上げますと、6月27日に厚生労働大臣から目安審議の諮問が行われ、7月27日に答申が行われたところですが、この間に、別途、目安に関する小委員会が6月27日から7月25日までの間に計4回、開催されております。特に、最後の第4回小委員会においては、長時間の審議を経て、小委員会報告として取りまとめ

が行われております。この小委員会では、労使相互の意見の隔たりが大きく、目安を定めるに至らなかったところですが、地方最低賃金審議会における審議に資するため、昨年と同様に目安に関する公益委員見解及び目安に関する小委員会報告として、地方最低賃金審議会に提示するというところになりました。

1枚めくっていただきまして、別紙1の1の表が目安額でございますが、今年度の引上げ額の目安額は、全国加重平均では、昨年を1円上回る25円という結果になっております。表にありますように、従来と同様に、全国のランクはAランクからDランクまでの四つに分けられておりまして、Aランクは26円、Bランクは25円、Cランクが24円、Dランクが22円という目安額が示されております。鹿児島はDランクでございますので、目安額は22円となります。

続きまして、2項目目が目安小委員会の公益委員の見解となりますが、(1)と(2)の部分について、簡単に主な部分のみ説明させていただきます。(1)では、「目安小委員会は、目安制度のあり方に関する全員協議会報告で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「働き方改革実行計画」に配慮した調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。特に非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視し、名目GDP成長率は前年に比べ低下したものの、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における非正規雇用労働者及び中小企業の正規雇用労働者の賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇傾向にあること、影響率は上昇している一方、雇用者数等については増加傾向にあること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待すると公益委員見解が記載されております。

(2)では、「生活保護水準と最低賃金との比較について乖離が生じていないことが確認され、引き続き、乖離が生じていないかその時点における最新のデータに基づいて確認することが適切と考える」と記載されております。これについては、この後、鹿児島県の現状を説明させていただきます。

(3)では、最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告に基づき、引

き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるとされています。続きまして、次のページの別紙2、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告が添付されておりますが、2に労働者側の見解、3に使用者側の見解が書かれておりますので、それぞれ読み上げる形で報告いたします。

最初に労働者側見解です。労働者側委員は、最低賃金の水準が依然として低く、地域間の格差が拡大傾向にあるとの問題意識から、一般労働者の賃金改定率だけではなく、あるべき賃金水準の議論を行うことが必要であると述べ、「円卓会議」や「雇用戦略対話合意」も踏まえつつ、生計費を考慮し、当面目指すべき水準として、最低賃金額が800円以下の地域をなくすことが急務であり、Aランクについては、1,000円への到達を目指すべきであると主張するとともに、これらの水準の到達時期については、経済環境等にも配慮しつつ、3年以内とすべきであると述べた。また、現在の地域別最低賃金額の水準で法定労働時間働いた場合でも年収200万円に到達せず、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という法目的に鑑みて低水準であると述べるとともに、最低賃金近傍で働いている労働者の中には、正社員として働く機会がないこと又は家庭の事情があること等により非正規雇用で働いている者が少なくないことから、雇用形態に関わらず、働いて稼いだ賃金で家族とともに生活し、将来展望が描ける社会を実現すべきであると主張した。さらに、目安制度が導入された昭和53年当時に比べ、生活文化圏や経済圏が広範囲となり、隣県との格差拡大が働き手の流出にもつながっている状況を是正するためには、地方最低賃金審議会の自主性発揮を促すことが必要であり、目安額を示す際はこうした点を考慮すべきであると主張した。最低賃金はその機能を発揮するには一定程度の影響率は必要であり、また影響率上昇による雇用への悪影響は出ていないと主張した。労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

続いて、使用者側見解です。使用者側委員は、中小企業の景況感は緩やかながら改善傾向にあるものの、その動きは大企業に比べて鈍く、休廃業や解散する企業の件数が過去最高となったことに加え、人手不足の影響が強まっており、先行きの不透明感は依然として強いとの認識を示した。また、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に記載されている最低賃金に関する内容は、これまで政府が示してきた方針と同様のものであり、その意味は、毎年機械的に最低賃金を3%程度引き上げるのではなく、名目GDP成長率が3%に達しない場合には、そうした状況を考慮しながら

ら最低賃金の引上げ額を議論することであると主張した。さらに、最低賃金の大幅な引上げには、当該引上げの影響を受けやすい中小零細企業に対する効果的な生産性向上等の支援策の実施や拡充が不可欠である一方、政府の施策の十分な成果が見られないまま最低賃金の大幅な引上げだけが先行して実施されてきたとの現状認識を示した上で、今年度についても合理的な根拠を示さないまま、最低賃金の大幅な引上げの目安を提示することとなれば、目安制度、ひいては最低賃金の決定プロセス自体が成り立たなくなるのではないかとの強い懸念を表明した。また、今年度の目安審議に当たっては、諮問文で求められている働き方改革実行計画への配慮は必要であるが、目安審議は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条に定められている最低賃金決定の3要素を考慮すべきであり、これらを総合的に表している賃金改定状況調査結果のとりわけ第4表を重視するとともに、急激に上昇した影響率を十分に考慮した、合理的な根拠に裏打ちされた目安を提示すべきであると主張した。使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

次に、4の意見の不一致のところですが、目安小委員会としては、これらの意見を踏まえ、目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかったという経緯が記載されております。最後に、5では、全員協議会報告で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、加えて、「働き方改革実行計画」に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり、公益委員の見解を取りまとめたものであるというのが、最初に申し上げました別紙1の公益委員見解であります。以上で、資料1の中賃の目安答申の内容の説明は終わります。

石塚会長

ありがとうございました。ただ今、中賃の目安答申の伝達について説明がありましたけれども、委員の皆様から何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（質疑、意見なし）

石塚会長

それでは、議題1の「平成29年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について」の目安の伝達に関しましては、ここまでとしたいと思います。次に資料が出ているようで

すので、事務局から説明をお願いしたいと思います。それではお願い致します。

平松室長補佐

それでは私からは資料の大きなインデックスの2、3、5、6を順次、この順番で簡単にご説明をさせていただきます。なお、資料の2は中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会で使用された資料ですが、このうち、生活保護と最低賃金との比較に関する(2)と資料の大きな4は後ほど、賃金室長の方から別途説明をさせていただきます。また、先立て開かれまして第1回専門部会に出席頂いた委員の皆様におかれましては、ここの部分は専門部会で説明させて頂いたとおりでございます。なお、資料2は中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会で使用された資料ですが、この内、生活保護と最低賃金との比較に関する2(2)と資料4は、後ほど賃金室長から説明させていただきます。

資料2の は、平成29年度に全国で実施いたしました最低賃金に関する実態調査の内、「賃金改定状況調査」の取りまとめ結果でございます。この調査の概要につきましては、1ページ目に記載されておりますが、簡単に申しますと、昨年6月と本年6月との賃金額を比較して、どの程度賃金改定がなされたかを調査したものになります。調査は、全国で約4,000の事業所を対象にし、当県の割当分は65事業所で、県庁所在地の鹿児島市、人口5万人未満の南さつま市、枕崎市、志布志市の4市の事業所を対象に、実施しております。調査結果の中身でございますが、資料2の を1枚めくっていただきますと、第1表から第4表まで、その結果が取りまとめられております。第1表で「賃金改定実施状況別事業所割合」、を、第2表で「事業所の平均賃金改定率」を、第3表で「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」を、第4表で「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」を、それぞれ取りまとめております。

資料2の は、地域別最低賃金の未満率と影響率の推移をまとめた資料でございます。1枚目と2枚目はいずれも、総括表の基になる「最低賃金に関する基礎調査」結果を、1枚目はランク別に、2枚目は県別にまとめたもので、28年度は、Dランクの加重平均が未満率1.5%、影響率10.1%に対して、鹿児島県は未満率1.0%、影響率14.8%となっております。3枚目は「賃金構造基本統計調査」結果をもとに、県別にまとめられており、鹿児島県は未満率1.4%、影響率5.1%になっております。なお、対象となる賃金は6月分賃金と同じですが、賃金構造基本統計調査は、基礎調査と違って、4名以下の事業場は対象外ですが、基礎調査では対象にならない規模100名以上の事業場や、鉱業、建設業、

運輸業などの業種も対象になっています。

資料2の と の補足は、平成28年度の賃金構造基本統計調査結果を基にした都道府県別の賃金分布に関する資料でございます。棒グラフが非常に小さいため、一般労働者と短時間労働者を合計したグラフで、鹿児島・宮崎・熊本・沖縄の隣県4県だけ拡大して比べたものが 補足でございます。補足1枚目をご覧ください。10円ピッチに分布を分析して、分布が多い上位3つをみると、 の1枚目、今年の鹿児島県では、700円台、800円台、750円台、熊本県は、700円台、800円台、750円台と720円台にもほぼ同じで、宮崎県は、700円台、750円台、800円台の順番で、 と が逆点しております。沖縄県は、800円台、690円台、750円台と、800円台が で次に690円台が来るというように、少しずつ分布が異なるようでございます。1回目の専門部会で、「沖縄県の分布の最高が800円台になったのはいつ頃からか」というご質問がございましたが、過去の中央最低賃金審議会資料を同じように加工したものが、 の2枚目以降でございます。昨年度の資料では700円台、670円台、750円台、4番目が800円台の順になっておりました。

資料2の には、最新の経済指標の動向が、まとめられております。

資料2の は、中小企業小規模事業者に対する支援施策でございます。後ほど賃金室長から説明いたします。

資料3は、同じく第2回目安に関する小委員会において、委員から追加のご要望があった資料で、今年の春季賃上げ妥結状況が、左側には連合による集計結果、右側には経団連による集計結果と1枚にまとめられ、次のページには高校卒の決定初任給がまとめられております。

資料5は、鹿児島県が7月4日に発表した「県内企業の春季賃上げ要求・妥結状況」の初回集計で、前年と比較可能な42社の平均妥結額は3,582円、賃上げ率1.59%で、前年と比べると額で53円高いとされております。妥結58社の平均妥結額は3,468円、賃上げ率1.59%となっております。鹿児島県に問い合わせたところ、最終集計は早くも8月4日、8月上旬に公表される予定とのことでした。

資料6は、毎年2月を中心に最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しておりますが、その結果をまとめたものでございます。

以上で誠に簡単ではございますが、資料の説明を終わらせて頂きます。

石塚会長

どうもありがとうございます。ただ今の説明につきまして、皆さんの方からご質問等はありませんでしょうか。専門委員会のメンバーの方々は、先程お話しがありましたとおり前回とちょっと似ていますが、今日初めて見られる方で、何か質問がございませんでしょうか、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

新内委員

事務局にお伺いします。資料の6の監督指導の結果ですが、これは例年確認していますが、指導の結果、是正は全て行われたという理解で良いのでしょうか。

平松室長補佐

はい、全て是正を確認しております。

新内委員

ありがとうございます。

石塚会長

よろしいでしょうか、他にございませんか。それでは何かありましたら後ほど、おっしゃって下さい。

続きまして、生活保護費と最低賃金の比較について、それから中小企業・小規模事業者に対する支援施策につきまして、説明をお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

上ノ原賃金室長

それでは私から生活保護費と最低賃金の比較についてと、中小企業・小規模事業者に対する支援施策についてということで、説明させていただきます。先般開かれまして専門部会でも同じような説明をさせて頂いておりますので、2回目となる方は是非ご容赦頂きたいと思っております。

それでは、生活保護費と最低賃金の比較について説明いたします。この比較につきましては、データの関係上、ともに27年度のデータを元に比較することになっておりますのでご了解いただきたいと思います。それでは資料4により説明いたします。

まず、中賃で示されている最低賃金との比較に用います生活保護費の算定に当たりましては、資料4の1枚目、「生活保護に係る施策との整合性」のうち、「1 保護基準の概要」にありますように、生活扶助としまして、第1類費、第2類費、期末一時扶助費、各種加算、その他とあります。このうち、二重線で囲ってあるところをもとに算定することになっております。これらのうち、各種加算とその他を除いたものを足し上げたものを生活保護費として算定し、最低賃金と比較するというのが中賃の考え方で、当審議会も例年この考え方を採用しておりますので、今年度もこの比較方法で行っております。次に2枚目の「最低賃金額と生活保護費の比較、平成29年度」ですが、これは本省が7月12日に開催した第2回目安小委員会の資料として作成したもので、全国の一覧表となっております。鹿児島は、下から2番目にありまして、生活保護費は88,041円となっております。今年度から、生活保護費を算定する作業は本省で一括して行っておりますが、この確認ということで、3枚目以下に昨年度までと同様の方法で算出したものをお付けしております。それでは、資料4の3枚目の「生活保護と最低賃金との比較について」により説明してまいります。3枚目の左上にローマ数字の「前提」と書いてあるところですが、最低賃金と生活保護費との比較ですので、計算の前提としましては、生活保護基準の中で最も支給額の低い層の「若年単身者」で、生活保護基準では「12歳～19歳の単身世帯」を用いて比較をしていくこととなります。また、生活保護基準の共通の考え方ですが、保護基準は、「要保護者の年齢別」、「世帯構成別」、「所在地域別」などに分けまして、厚生労働大臣が定めることになっております。鹿児島県の場合は、この資料の5枚目の「級地別人口」の資料を見ていただきたいと思いますが、県庁所在地である鹿児島市が2級地の1、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市など15の市が3級地の1、それ以外の市町村が3級地の2になっています。3枚目の「生活保護と最低賃金との比較について」に戻っていただいて、表の1段目にある「生活扶助基準額等」の下にある表の2級地-1、3級地-1、3級地-2のそれぞれの金額に級地毎の人口をかけて、それを鹿児島県全体の人口に加重平均したものが、それぞれ、第1類費及び第2類費合算基準額、第2類費（冬季加算）、期末一時扶助金ということになります。これらを合計したものが、生活扶助基準ということで、一番下の数字である70,765円ということになります。それでは、次のページをお開き下さい。（2）の住宅扶助の「住宅扶助実績値」の計算ですが、一人世帯の鹿児島市と鹿児島市以外の鹿児島県の単身被保護者世帯に分けて計算をいたします。住宅扶助については、先日開催された第1回専門部会でご質問をいただいていたこともあり、鹿児島市の

担当部署に確認したところ、持ち家の方には住宅扶助は支給されませんが、例えば、家のみを所有していて、土地が借地であった場合には、地代が支給されているとのことでした。ただ、このようなケースは非常に稀であるとのことでした。また、この表にある「被保護者世帯」数については、持ち家の方も数に算入されているとのことでしたが、非常に稀なケースであることから、住宅扶助実績値を算定するに当たって、ほとんど影響は生じないのではないかとのことでした。このように、住宅扶助実績値に単身被保護者世帯数をそれぞれ掛けて、足し合わせた数値を単身被保護者世帯の総数で割りまして、一世帯あたりの実績値を算出いたします。この計算で算出されました金額が緑色の枠の17,276円となります。最後に、前のページで算出しました生活扶助基準額70,765円と住宅扶助実績値17,276円を合計しました1か月の生活保護費で、青枠のところですが、88,041円となります。この数字は、2枚目の本省が算定した金額と一致しております。続きまして、「最低賃金との比較」のところですが、最低賃金から算出される1か月の収入額はいくらかということで、平成26年から平成28年の最低賃金額に基づき計算した表が、「1最低賃金額」と書いてある表になります。当県の平成27年の最低賃金は694円で、1か月の労働時間は173.8時間としております。この1か月の労働時間につきましては、表の枠外に計算方法が記載してあります。この労働時間数173.8時間に最低賃金額694円を掛けたものが、この表の「1か月の収入」ということになりまして、最低賃金額から算出した場合の1か月の賃金額は120,617円ということになります。ただ、この金額は総支給額ですので、この金額から税金とか社会保険料とかの金額を差し引かなければなりません。そこで、全国の最低賃金の一番低い金額を当てはめて計算して、1か月の総収入から所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料等を控除した、いわゆる、手取り額を算出するための係数が、枠外に記載してありますが、これが今年度は月173.8時間働いた場合の係数で、0.832となっております。この係数は全国一律に使うことになっておりますので、先ほどの1か月の収入額120,617円にこの係数0.832を掛けますと100,354円となり、これが手取り額ということになります。以上の計算により算出されました今年度の生活保護の88,041円と1か月の手取り額である100,354円を比較しますと、「2最低賃金額との比較」の表に記載してありますとおり、平成27年の場合だと、1か月12,313円、1時間あたり86円、鹿児島県の最低賃金の方が生活保護費より高いということになります。以上が当県の現状でございます。

次に、中小企業・小規模事業者に対する支援施策について説明させていただきます。青色のインデックスで資料番号2の「最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の

ための支援」、厚生労働省関係について説明させていただきます。1枚めくっていただいて、「最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援」ということで、最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等、キャリアアップ助成金、人事評価改善等助成金が設けてあります。このうち、の3つ目の○(まる)の業種別中小企業団体助成金の支給については、本省の実施事業ですので、説明は省略させていただきます。には、最低賃金総合相談支援センターの設置・運営、業務改善助成金の支給、業種別中小企業団体助成金の支給の3つの施策があります。このうち、1つ目の○(まる)の最低賃金総合相談支援センターの設置・運営については、中小企業・小規模事業者の経営・労務管理等の課題について、窓口での相談、専門家派遣等を行うもので、委託事業になっております。次に、二つ目の○(まる)の業務改善助成金の支給については、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。制度の拡充、申請手続きの簡素化が図られた結果、全国的に申請件数が増加に転じているとのこと。のキャリアアップ助成金のうち、賃金規定等改定コースは、すべて又は雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等を対象に、基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成するものです。今年度4月より従来の3コースが8コースに拡充されています。さらに申請手続きの簡素化も図られています。の人事評価改善等助成金については、生産性向上のための人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップと離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、人材不足を解消することを目的としています。平成29年度の新規事業となっております。この他に、裏面の「その他生産性向上等のための支援等」のうち、一番上の○(まる)「宿泊・飲食サービス業関係事業者の生産性向上」のためということで、生活衛生事業者の団体である公益財団法人鹿児島県生活衛生営業指導センターと連携し、同団体を通して、参加の11組合に対して、最低賃金及び各種助成金の周知を行うとともに、同団体が計画しているセミナー、研修会への講師派遣を行うこととしています。次に、「賃金引上げに向けた生産性向上の支援」、「下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組」についてですが、中小企業庁等関係のため説明は省略させていただきます。最後に、8ページの「支援施策等の実績等」について説明させていただきます。平成28年度の実績として、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業として、上から、先ほど説明した事業がありまして、それぞれ全国計の実績が示されています。ただ今説明しました支援施策については、引き

続き関係部署と連携を密にして、県最低賃金が改正される前はもとより、鹿児島県最低賃金が改正された以降についても、改正された最低賃金額の周知と併せて、これらの助成金について、あらゆる機会を利用して、積極的に周知することとしています。以上でございます。

石塚会長

どうもありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、皆さんからご質問等はございませんでしょうか。

田畑委員

今言われた8ページの施策で、色々鹿児島が行っていると思いますが、鹿児島の分はいくらですか。

上ノ原賃金室長

鹿児島の分といいますと。

田畑委員

労働者の頭数で割れば、一人あたりいくらになるとか。

上ノ原賃金室長

その鹿児島の分ということですか。

田畑委員

いやいや、鹿児島の分だけは、数字で挙げてもいいのではないですか。この施策を鹿児島の人申請して、その金額によって中小企業の人達に支給されると思うのですが、その金額はそれぞれいくらですか。

上ノ原賃金室長

例えば、人事評価改善等助成金の場合だといくらかということですか。

田畑委員

そうです。

上ノ原賃金室長

支給額は、制度整備助成で50万円です。

田畑委員

そうではなくて、総額はいくらかということです。

平松室長補佐

鹿児島県の総額がいくらかということですか。

上ノ原賃金室長

鹿児島県の総額のことですか。

田畑委員

そうです。

上ノ原賃金室長

鹿児島県の分の総額の数字までは、ちょっと、把握しておりません。

田畑委員

要するにいわゆる鹿児島県で実際どれ位のこういう助成金が交付されたかということです。ここに示されたのは全国レベルの数字ですよね。だから、鹿児島県ではどれくらい支給されているのかということです。

上ノ原賃金室長

申し訳ありません。鹿児島分は、まだ、数値としては把握しておりません。

田畑委員

この次の宿題ということでもいいですか。

上ノ原賃金室長

はい、わかりました。

石塚会長

例えば、キャリアアップ助成金等の県内の数字を把握したいということですね。

田畑委員

そうです。助成金のことを知らない中小企業の人がいっぱいいたとしたならば、こういうものを有効に使うような施策をすれば、アップに繋がるかなあとと思ひまして。

上ノ原賃金室長

わかりました。次回に県内の状況を報告させていただきます。

石塚会長

では宜しく願いいたします。他にございませんか。はい、どうぞ。

岩元委員

生活保護費と最低賃金の比較についてですが、いくら位の差があるのが適当だとか、そういう目安があれば知りたいのですが。

上ノ原賃金室長

いくぐらい離れていればいいのかということですか。

岩元委員

そうです。

上ノ原賃金室長

それは無いと言いますか、生活保護の基準と最低賃金の比較をしたときに最低賃金の方

が上回ってればいいと言いますか。いくらぐらいという具体的な数字というのは、ございません。

岩元委員

個人が感覚的にこれぐらいの差があるから、まあいいとか悪いとかそういう何となく感覚的に見る資料といったところでよろしいのでしょうか。

石塚会長

基本的には、最低賃金との差が逆転しなければいいということです。

田畑委員

最低賃金が低くなければいいということですよ。

濱上委員

逆転しなければいいということですね。

上ノ原賃室長

はい。

石塚会長

基準はそこです。ただ、その差が縮まってきた時に、やっぱりこれはどうかということがあるので、この差がこれならいいとかなってしまいますが、その辺りがどのくらい離れているか、これ以上離れてはいけないという基準は、おそらく客観的にはないということです。

岩元委員

わかりました、ありがとうございます。

新内委員

すみません、補足といたしますか、これは労側の考えですが、中賃とか色んなところで全

くそういう議論はなされていないと理解しています。

そして、法律上、最賃法上、改正された時に整合性に配慮しなさいよと。これは、最低賃金そのものが、それぞれの県で計算した生活保護費を下回ってはいけない。逆に言うと、一時的に最低賃金が生活保護費を下回っていた所は、金額が大きいところは何年かのスパンを設けたところもありますが、経済情勢とかそういうものは抜きにして、その逆転を解消するために、例えばこれが30円、40円あったとしても、原則はその年に解消する、逆転を解消しなさいと審議会は義務づけられているというか、そういうことにしなさいよということで、賃金とのどういう形、水準がどうこうという話は今まで中賃でもされていないということです。

石塚会長

「逆転してはいけない」という話ですね。そのような発想です。よろしいでしょうか。

岩元委員

はい、ありがとうございます。

石塚会長

他に何かございますか。なければ、先に進めます。

先程、江原労働局長から目安答申の伝達がありました。また、事務局より中賃での資料や地賃での審議の参考となる資料の説明がありました。県専門部会では、今月21日に第1回の会議が開催され、審議は既に始まっているところではありますが、先程の目安答申や事務局の資料などを参考にして、労使とも相互の立場を理解しながら、今後の最賃専門部会において適正なかつ公正な結論が出るように、十分な議論を尽くしていただきますようお願い致します。

また、第1回本審において、県最賃につきましては、従来どおり、審議会令第6条第5項は適用せず、専門部会における審議結果を受けて、再度本審で審議決定のうえ、鹿児島労働局長に対して答申を行うことが決定しておりますので、宜しくお願い致します。これにつきましては必ず本審で審議するというところでございます。

2番目の議題は、「平成29年度産業別最低賃金改正の申出等について」です。「産業別最低賃金の改正に関する申出」につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

平松室長補佐

それでは「産業別最低賃金の改正等に関する申出」についてご説明いたします。産業別最低賃金の改正につきましては、関係労使等から最低賃金法第15条第1項に基づく改正等の申出を受けて、審議に入るという形になっております。当県における産業別最低賃金は電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、百貨店、総合スーパー最低賃金、自動車（新車）小売業最低賃金この3つの業種について決定されておりまして、本年度におきましてもそれぞれの業種に関する最低賃金等の改正等の申出を、それぞれの労働団体から受けております。申し出の具体的な状況につきましてはお手元の資料7の（1）、（2）、（3）に申し出の写しをつけてございます。7の（1）が電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の申出書でございまして、こちらは7月24日に、自動車（新車）小売業につきましては7月25日に、百貨店、総合スーパーにつきましては7月25日に、今ご覧いただいております労働団体から申し出を受け付けております。先に行われました6月30日の第1回本審におきましては、申し出の期限を7月24日月曜日までということをお願いしておりましたが、自動車（新車）小売業につきましては24日が月曜日でございまして、休みだった関係で1日遅れるという旨のご連絡がございまして、また百貨店、総合スーパーにつきましては、一旦7月24日に申し出がございましたが、添付資料の一部に更に確認を要するものがございまして、その確認をお願いしたために7月25日に再度申し出を頂いて25日に受付したものでございます。いずれも審議会の会長に申し出の期限を1日延ばすとご了承を得て、申し出への期限を延ばさせて頂いております。

今ご覧頂いている各申出書の内容を審査した結果、それぞれの申出書の理由欄に記載されております「適用される労働者数」は、事務局がそれぞれの産別に適用される基幹的労働者数を算定し、関係労使団体宛に通知した労働者数が正しく引用されており、また労働協約の適用労働者数の割合は、の電気機械器具等製造業関係では50.49%、の自動車（新車）小売業では52.88%、の百貨店、総合スーパーでは45.96%になってございまして、改正の申出の要件である「産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数が概ね3分の1以上であること」という要件を満たしておりまして、申出書としては問題がないと思われま

以上で「産業別最低賃金の改正に関する申出」についての説明を終わります。

石塚会長

どうもありがとうございます。産別最賃につきましては、電気機械器具等製造業関係、自動車（新車）小売業、百貨店、総合スーパー、この3つから改正の申し出がなされました。そして、期日については先程お話がありましたとおり1日延びているところが2つありましたが、それは了承いたしました。申し出がなされて、申し出の要件を満たしているということでしたが、ただ今の説明につきまして何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

田畑委員

すみません、この産別の申し出は、労働者数は今までと同じ、要するに同じ分母というかエリアですよ。

平松室長補佐

そうです。分母は第1回本審で資料にはお付けしてございますが、意向表明が3月になれますと、いわゆる電気につきましては26年の最新のセンサス、自動車（新車）小売業につきましては、当局の最新版の実態調査結果、百貨店、総合スーパーにつきましては商業統計、商業統計では詳細な分布が分かりませんので、昨年6月に当局で実施いたしました実態調査の結果をふまえて、3月に私共から関係労働団体にそれぞれ通知をしている労働者数が、正しく分母として採用されておりますので問題はないと思います。

田畑委員

今までと同じということですか。

平松室長補佐

はい、今までと同じ考え方です。

田畑委員

同じ考えというか、例えば、今ここにあるのは■■■■と■■■■だけど、それ以外のところには今まで入っていないですよ。

平松室長補佐

百貨店、総合スーパーにつきましては、いわゆる私どもの実態調査の結果、11事業場が適用のある事業場だと判断したわけですが、その事業場の具体的な名簿は、使用者側にも労働者側にもお示ししておりません。そして、それぞれ申し出団体の方で「ここが適用がある」と考えられたものを、申し出に書いて来られるわけですが、その内、私共が実態調査結果に基づいて、「ここは適用にならないが、ここここは適用になる」と私共が判断したもののみを足し上げても、やはり割合は45%を超えますので、若干、私共の実態調査では適用がないと考えられるものが含まれてはおりますが、それを除いて計算しても、なお45%以上となりますので、申出書としては「概ね3分の1以上」という要件を満たしております、問題はないと判断をしております。

田畑委員

私が聞いているのは過去の分母のあれと一緒にすよね、ということです。

平松室長補佐

そうです、考え方は。

田畑委員

考え方ではないですよ。実際にどうだったかということです。

平松室長補佐

えっと、去年の。

田畑委員

例えばこれ■■■■と■■■■はだけど、それ以外は今までも入ってないですよ、ということですか。

新内委員

いや、入っていますよ。ここには入っているのではないですか。

平松室長補佐

えっ。

新内委員

分母ですよ、分母。

平松室長補佐

いわゆるこの申出書に書かれている■■■■と■■■■以外のもので、私共が分母に入れているものがあるのではないかということですか。

田畑委員

そうです、新内委員がよく知っておられる。

新内委員

入っていると思いますよ。

田畑委員

入っていますか、これは。要件は満たしているのですが。

平松室長補佐

そうです。おそらく百貨店といわれるものを考えてお尋ねになっていらっしゃるよね。そちらは間違いなく百貨店に該当しており、分母に入っております。

田畑委員

今まではね。

平松室長補佐

はい。今までも入っておりますし、現在も、今年の判断でも分母に入っております。「百貨店ではなくなった、該当しなくなった」というわけではございません。失礼いたし

ました。

石塚会長

分母は変わってないですね。

平松室長補佐

分母は変わってございません。まあ、昨年12から11になった。この一つは何かということを探ねになるのであれば、■■■■■、今は■■■■■ですが、1店、谷山店でございましたか、1店舗が閉められましたので、その分1店舗が昨年の12から1つ減ったということでございます。百貨店につきましては、変更ございません。

石塚会長

よろしいでしょうか。

田畑委員

はい。

石塚会長

他にございませんか。よろしいでしょうか。それでは、電気機械器具等製造関係をはじめとする、3つの産別最賃の改正申出につきましては、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

ありがとうございます。産業別最低賃金の審議に関する今後の大まかなスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

平松室長補佐

産業別最低賃金に関する今後のスケジュールを説明いたします。

本日、この後、江原労働局長より改正の必要性の有無につきまして、調査審議をお願い

するという諮問をさせていただきます。この諮問を受けて、8月17日午後1時半からと翌日8月18日午前9時半から予定している運営小委員会で、先ず産業別最低賃金改正の必要性に関する調査審議をしていただくこととなります。運営小委員会におきましては、中央最低賃金審議会、産業別最低賃金制度全員協議会によれば、「全会一致の議決に至るよう努力するものとする」とされておりまして、十分に審議を尽くして頂くために、今年度は8月17日、8月18日と複数回の日程を調整させて頂いておるところでございます。

運営小委員会で結論が出た場合につきましては、その後に本審を開催して運営小委員会から調査審議の必要性に関する報告を受け、本審の答申をいただくこととなります。産業別最低賃金の専門部会とは異なりまして、運営小委員会には最低賃金審議会例第6条第5項の適用がございませんので、運営小委員会で結論が得られた場合には、必ずその後本審を開きまして、本審の場で審議結果を報告しなければならないとなっております。

これを例年の流れに当てはめますと運営委員会の後、8月23日に開催予定でございます第4回本審、通称「異議審」におきまして運営小委員会の報告を受けて答申を頂いております。万一、8月18日の運営小委員会でも結論が出なかった産業別最低賃金につきましては、3回目の運営小委員会を開催し、引き続きご審議頂くこととなりますが、第4回本審までに運営小委員会の結論が出るに至らなかった場合には、結論が出た後に第5回本審を開催しまして、運営小委員会の報告を受けて頂くという形となります。

その後本審におきまして、産業別最低賃金の改正の、今度は金額についても、改正の諮問をさせて頂いたのち、産業別最低賃金の専門部会の委員の公示を経まして、専門部会を立ち上げて調査審議をお願いする形となります。

今年の産別最賃の発効につきましては、事務局としましては、基本的には年内発効を目指して、産別最賃につきましても9月中旬くらいから10月にかけて専門部会を開催することを考えております。前回の第1回本審の際に、1回目の運営小委員会は8月17日木曜日午後1時30分から開催するという日程は決定しておりますが、関係労働者の人数、参考人の選出方法等が決定しておりませんので、この後にご審議をお願いしたいと思います。

以上でご説明を終わります。

石塚会長

ありがとうございます。事務局から産業別最低最賃に関する今後のスケジュールについて説明がありましたが、この件につきまして、皆さんからご質問等はございませんでしよ

うか。第1回本審の時に、タイムスケジュールについては説明がありましたが、こういう形で進めさせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

どうもありがとうございます。

それでは3番目の議題となりますが、ただ今の申出書に基づいて、「平成29年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問」を江原労働局長にお願いします。

(事務局：各産別改正諮問文の写しを全委員に配布する。)

江原労働局長

(局長は会長席近くに赴き、諮問文を朗読し、会長へ諮問文を手渡した)

それでは私の方から諮問させていただきます。

鹿労発基0728第3号

平成29年7月28日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島労働局長

江原 由明

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

平成29年7月24日付けをもって申出代表者京セラ労働組合川内支部支部長迫田久夫及びパナソニックセミコンダクターソリューションズ労働組合鹿児島支部委員長野間口学から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定に

より、その必要性の有無について、貴会の意見を求めるということでございます。

鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金及び鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金についても同様に諮問をさせていただきます。以上、よろしく申し上げます。

石塚会長

ただ今、鹿児島労働局長から、各産別最賃の改正の必要性の諮問を受けましたので、本日の議題の4番目、「平成29年度運営小委員会に参加する関係労使について」審議したいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

平松室長補佐

ご説明いたします。産別最賃に関しましては、先ず運営小委員会を開催し、改正の必要性の審議を行っていただくわけですが、この運営小委員会では、関係労使、オブザーバーのご意見を聞いております。まず、これまでの流れを簡単にご説明いたします。本審の1回目の資料「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」の中で、「産業別最低賃金の必要性の有無に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に、当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行う」と定められておまして、また、運営小委員会運営要領の3の2で「関係労使の人数は同数とする」と定められており、平成15年度から関係労使が参加した運営小委員会が開催されております。

本日、委員の皆様にご審議いただきたい事項は3つございまして、1つ目は「関係労使を各何名ずつにするのか」、2つ目は「選任方法はどのようにするか」、3つ目は「いつまでに選任するか」という事項でございます。

1つ目の関係労使を何名ずつにするかについて、若干の経緯を申し上げますと、昨年度は百貨店、総合スーパーのみ2名、他の2つの産別は1名ずつと決められまして、結果的には電気関係は労使1名ずつ、百貨店関係は使用者側が2名、労側1名、自動車は労側1名というご推薦を頂きましたが、いずれかの参加がなくても、例えば労側だけとか、使用者側だけとか、そういう「推薦がない」あるいは「出席がない」という場合でも、運営小委員会での結論を受け入れるということで、昨年は合意がなされました。

これらを踏まえまして、今年も、関係労使の人数を産別ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、運営小委員

会の結論を受け入れて審議するとか、あるいは受け入れないか、という点についてもあらかじめお決めいただきましたら、今後の運営がスムーズに行くかと思われしますので、よろしくお願いたします。

2つ目の選任方法でございます、昨年度は、労側、使側の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続は、事務局あてに、任意の様式で、該当する産別の件名、関係労使の所属団体もしくは事業場名、職氏名、住所、電話番号等連絡先を記載していただいたものを、FAX等で推薦していただきましたが、本年度も同様の方法でよろしいか、ご確認いただきたいと思ひます。今、任意の様式と申しましたが、必要に応じまして事務局で推薦様式を準備する予定で、労側、使側にメールで差し上げたいと考えております。

3つ目の選任の時期につきましては、第1回本審でご了承いただきましたとおり、関係労使の推薦は8月10日木曜日までをお願いしたいと考えております。なお、第1回本審において、運営小委員会の開催日は、関係労使のオブザーバーの参加をお願いする1回目は8月17日の午後1時30分から、第2回目は8月18日の午前9時30分から開催することで承認を得ておりますが、再度、ご確認をお願いします。

石塚会長

どうもありがとうございました。関係労使の選任について、ただ今事務局から説明がございましたが、1点目は、関係労使の人数を各何名にするかということ、また、万一参加できなかった場合の運営小委員会での結論の取扱いをどうするかということ、2点目は、選任方法をどうするかということ、3点目は、あらためて、第1回の運営小委員会を8月17日木曜日の午後1時30分、第2回運営小委員会を8月18日金曜日の午前9時30分から開催し、関係労使の推薦期限を8月10日木曜日までにしたいということで、審議して欲しいとの提案がありましたので、順番に審議していきたいと思ひますが、その前にご質問等ありませんか。

(質疑、意見なし)

石塚会長

よろしいですか。それでは、先ず、関係労使の人数等に関してですが、1点目の関係労使の人数を産別ごとに何名ずつにするかということ、2点目は、可能な範囲で参加してい

ただき、万一参加できなくても、本審では運営小委員会の結論を受け入れて審議するか、それとも受け入れないかという点について、労使各側のご意見を伺いたいと思います。それではまずは労側の方からご意見をもらえますか。

新内委員

今までどおりで、たしか「労使双方1つの産別について、最大でも2名」という確保をしていると思います。

石塚会長

これまでどおりということですね。

新内委員

はい、これまでどおりをお願いします。

石塚会長

それでは、労側の方からはそれぞれ最大でも2名ということで、それから「運営小委員会に参加できなくても、運営小委員会の結論を受け入れて審議する」ということはこれまでどおりでよろしいでしょうか。

新内委員

はい。

石塚会長

使側はどうでしょうか。

濱上委員

人数も取り扱いも、これまでどおりと同じをお願いします。

石塚委員

どうもありがとうございます、それでは、人数につきましては電気機械器具製造業等関

係の人数は労使、昨年は1名ないし最大で2名でということしたいと思います。

平松賃金室長補佐

昨年は、使用者側の田所委員の方から、「百貨店、総合スーパーについては、一応業態が、百貨店と総合スーパーとあるので、2名の枠を頂きたい」というご要望がございました、ここは2名という形にしたという経緯があります。それ以外の2つの産別につきましては1名という形ではなかったかと思うのですが。最大2名ですねという新内委員のご回答だったのですが。昨年と同様でよろしいでしょうか。

石塚会長

はい、それでは昨年と同様な形ということで、電気機械器具等製造業関係で労使1名ずつ、自動車（新車）小売業関係で労使各1名ずつ、百貨店、総合スーパーについては、今年度はどうでしょうか。昨年は使側の方から、2名ということをおっしゃられたみたいですが。

濱上委員

そうですね、そこは2か1かですね。

石塚会長

最大でも2名ということではよろしいでしょうか。

（異議なし）

石塚会長

どうもありがとうございます。ではそのようにさせて頂きたいと思います。参加については可能な限りで参加して頂くという形で、万一参加できなくても本審では、運営小委員会での結論を受け入れて審議するというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

石塚会長

では、そのようにさせていただきます。

それでは続きまして、関係労使の選任の方法についてですが、昨年同様、労使各側から推薦していただくこととして、事務局宛てに任意の様式で該当する産別の件名と、関係労使の所属団体、事業場、職氏名、住所・電話番号等連絡先を記載していただいて、FAX等で推薦していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

それでは宜しく申し上げます。なお推薦書は事務局で準備してあるということですので、必要があれば事務局に問い合わせして頂いていただくことでお願い致します。

それから最後に、関係労使の推薦期限と運小の日程ですが、関係労使の推薦期限は、8月10日木曜日までとして、そして第1回運営小委員会を8月17日木曜日の午後1時30分、第2回運営小委員会を8月18日の金曜日の午前9時30分から開催するとなっておりますので、これにつきましては委員の方々は日程の確保をお願いします。よろしいでしょうか。

濱上委員

すみません、確認しておきたいのですが、オブザーバーは2日とも予定しておかないといけないのですか。

石塚会長

オブザーバーについては、例年どうしていますか。

平松室長補佐

オブザーバーにつきましては、1回目の8月17日にオブザーバーのご意見を頂く部分につきましては終わらせたいと考えておまして、2日目につきましては、オブザーバーの方は出席していただかなくても結構という形にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

石塚会長

1日目だけということでしょうか。

平松室長補佐

はい。

石塚会長

今の提案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

そのようにさせて頂きたいと思います。

それでは、4番目の議題の「最賃法第25条第5項に基づく公示による意見書の取り扱いについて」に入ります。これについて事務局から説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

それでは説明させていただきます。

最低賃金法第25条第2項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定または改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならない」となっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様でない場合もあるので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見を聞くこととなっております。この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、資料9を見ていただきたいと思います。この資料の最低賃金法第25条第5項と第6項で意見聴取について規定されております。この最低賃金法第25条第6項に基づく意見聴取については、6月30日に開催された第1回本審において、専門部会における実地視察及び関係労使からの意見聴取を行う必要があるか否かについて審議していただいた結果、今年度は、実地視察及び関係労使からの意見聴取は行わないという結論になったわけですが、最低賃金法第25条5項によると、「最低賃金審議

会は、最低賃金の決定またはその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」となっており、最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に関係労使からの意見聴取の公示を行ったところ、別添の資料8のとおり、本年7月14日付けで「鹿児島県労働組合総連合」から要請書が提出されております。

この要請書には、専門部会を公開していただきたいこと、意見陳述の機会を委員選出団体以外にも与えていただきたいこととの要望が記載されております。昨年度も意見聴取の公示を行いましたところ、同様の申し出があり、この中で、専門部会の公開と意見陳述をさせてほしいという要望がありましたので、この取扱いをどうするか、昨年第2回本審で検討していただいたところ、この取扱いは専門部会で審議し決定することとなっております。そして、専門部会で審議した結果、専門部会の公開の要望については非公開とする、意見陳述については、1名に限定して、10分以内で、意見陳述を受ける、という結論に達し、専門部会の中で10分間意見陳述を受けたという経緯がございます。

今年も、この要望の取り扱いをどうするかについて、本審で判断をしていただけたらと思います。以上で説明を終わります。

石塚会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から意見聴取の公示を行ったところ、別添資料8のとおり、要請書が提出され、専門部会の公開の要望、意見陳述の要望について、この取扱いをどうするか審議してほしいという提案が出されましたので、この場で順番に審議したいと思います。

先ず、要請書の記の1の「専門部会の公開」についてですが、先ほどの資料9を見ていただきたいと思います。昨年本審の議事録を見ると、専門部会運営規程第6条で、「会議は原則として非公開とする」となっており、運営規程第9条では、「運営規定の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。」となっていることから、専門部会を非公開にするか否かは、専門部会の専決事項と思われるので、専門部会で審議して決定したほうがよいという結論となった記録があります。今年度、この専門部会の公開をどうするか、皆様からご意見はありませんか。

新内委員

基本的には専門部会で議論をして決めることだと思いますが、今回すでに第1回専門部会を開催しておりまして、スケジュール的に8月2日の第2回で議論をすると、早くても8月4日ということになります。そうすると専門部会の議論等の兼ね合いからみて、今回少し異例かも知れませんが、本審の場に専門部会の皆様3名ともそれぞれご出席なので、この本審の場で決めてはどうかと思います。もし、例えば意見陳述していただくにしても実際議論の中で参考にするのであれば、やっぱり2回目くらいから入れないと難しいのだろうと考えていますので、もしよろしければ、この本審の場で議論してもいいのではないかと思います。

石塚会長

という意見が労側から出ましたが、他に何かご意見はございませんか。

田畑委員

これは、専門部会に出席したいということですが、1回目の専門部会は、結果的には終わっているので、もう出席出来ないですね。そして、専門部会で意見聴取を行うと決めた日に、すぐに意見聴取を行うことができるのか疑問です。これは、「専門部会に出席したい」という要望だから、専門部会があと何回あるのかわかりませんが、もう1回目の専門部会が終わった後で審議をするというのは、いいのですか。

上ノ原賃金室長

今年度は、専門部会と本審の日程の関係で、第1回の専門部会をこの第2回本審の前に開催させていただいたという関係で、このような事ができています。

田畑委員

要望の提出が終わったということでしょうか。

上ノ原賃金室長

ということではないです。

石塚会長

本審の日程上の関係ですね。

新内委員

第2回本審の前に第1回専門部会を開催しているということです。

田畑委員

第2回本審前にしたということですね。

石塚委員

そうですね、まあトリッキーな形というか。

新内委員

この日程が、法的に大きく間違っているわけではないですよ。

上ノ原賃金室長

はい。

田畑委員

それでは、「第2回目以降の専門部会に、出席するかどうか」ということをここで審議すればいいわけですか。

上ノ原賃金室長

そうです。従来ですと、第2回目の専門部会で検討して頂きたいという話になっておりまして、第2回で意見聴取をするかどうかということを決めていただいて、第3回で意見の聴取を受けるという形になっているのですが、今の新内委員のお話では、それではだいぶ遅くなるのではないかとということで、この本審の場で決めてはどうかというお話です。新内委員が先程おっしゃったように、専門部会委員の皆様が、本日は全部出席していらっしゃいますので。

石塚会長

そうですね、今までのスケジュールでいくと、2回目に議論してその次に決めていましたね。

新内委員

申し訳ないですが、結審の時に、数字を出すという段階で話を聞いても遅いという気がしますので。

石塚会長

議論の前に聞くということですね。

新内委員

そうです。議論の前に意見を聞いた上で、それを踏まえて議論するというのがあるべき姿というか、その方がスムーズなのかなと思います。

田畑委員

この後に、臨時の専門部会を開けばいいのではないですか。本審のメンバーが全員参加するのではなくて、臨時の専門部会で決めればいいのではないですか。本審が終わってから、とりあえず残ってもらってはどうですか。

上ノ原賃金室長

出来なくはないです。

平松室長補佐

はい、そういうことであれば、この第2回本審を終了したあとに、今日は全員おられますので、もしご都合がよろしければ、いわゆる臨時の第2回専門部会という形にして、その部分に限ったご審議を頂くという形でも、よろしいかと思います。

田畑委員

時間的には5分もあればいいのではないですか。専門部会の皆さんがよければですが。

新内委員

専門部会の皆様がどう思われるかです。

石塚会長

基本的には専門部会の話ですから、そうした方が筋として良いと思いますので、そういう形で開催してよろしいですか。時間はそんなにかからないと思いますので。

濱上委員

はい、原則、原則で進めていきたいです。本審とかではなくて、これが終わってから、専門部会で審議しましょうということですよ。

石塚会長

すみません。今年は時間的にちょっと変則的になって申し訳ないのですが、そういう形で行わせて頂きたいと思います。それでは、この審議は、この本審が終わった後に、もう一回、臨時専門部会の場に変えて、議論したいと思います。

下町委員

ちょっといいですか。となると、10月1日発効を目指せば専門部会も早いほうがいいかと思うのですが、来年以降も同じスタイルでいくとなると、第1回本審後に公示します、意見が出てきました、要望がありました、その第2回本審までの間に第1回専門部会を開催します、となると同じ扱いになってくると思います。では、来年以降はどうするかという、制度上は変わらなくても運用的に上手くやるにはどこかで何かを入れないとということが出てくるのではないかと思います。

石塚会長

結果的には、専門部会を開かないといけない。

新内委員

だから、もし、来年もこういう形になった場合には、事前に、伝達の本審の後に専門部会を入れますよと、その場はこれだけの議論ですよということにしておかないと。出てく

るか出てこないかもわからないですよ。それが労働団体だけではなくて、他の所から出てくる可能性もあります。それは、その年その年に、今年はこのような形にして下さい、来年はこうなった場合にはこうしましょうということを、毎年決めていかないといけない。

石塚会長

手続きは踏まないといけないので、開かないといけません、そのためだけにまた別の日に集まるというのはなかなか難しいので、今、新内委員が言われたような形で、次年度以降、その年、その年によってタイムスケジュールは変わってくるので、そういう形で進めていくということをもっと議論することを決めて、本審の後に今回のようにやるか、あるいは時間的な余裕があれば先程言ったような形で、次年度以降は進めさせてもらうということでもよろしいでしょうか。下町委員、それでよろしいでしょうか。

下町委員

はい。

石塚委員

それではこの件につきましては、この後の臨時専門部会で審議して決定するというようにさせていただきますと思います。それから、そうすると意見陳述の取扱いもそちらの方で。

平松室長補佐

そうですね、その臨時の専門部会の中でお決めいただくという形になります。

石塚会長

はい、それでは臨時の専門部会で、意見陳述の取扱いについても審議することにしたいと思います。

上ノ原賃金室長

この後行われる専門部会で審議するということが、一応今この本審の場で決まったということでもよろしいですか。

石塚会長

決まったと、そうですね。

上ノ原賃金室長

はい、わかりました。

石塚会長

ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

では「意見陳述の要望」の取扱いについても、この後の臨時専門部会で審議することで決定いたします。それでは、最後に議題6の「その他」になりますが、何か審議して頂きたい事項はありませんか。

平松室長補佐

それでは第3回本審の開始時刻について、お伝えしたいことのメモを作りましたので、ご覧になりながらお聞きいただきたいと思います。第1回本審において、第3回本審については、8月4日に仮に結審しても、8月7日に結審してもいずれも8月7日月曜日に開催すること、8月7日の開始時刻については専門部会の結審状況に応じて、仮に8月4日に結審した場合は8月7日の午前10時半頃から、8月7日に結審した場合は午後6時頃から開催させて頂きたいとお知らせしたところでございます。これを踏まえまして、すでにお送りしました第3回本審の開催通知でも開催日時の方は8月7日月曜日午後6時から1時間程度と原則をお書きした上で、第3回専門部会が8月4日に結審した場合には開始時刻を午前10時半開始という形で変更させて頂いて、その変更の旨を8月4日第3回専門部会の終了後に私どもの方から電話で連絡させて頂くという添え書きをして開催通知の方を差し上げていたところでございます。

1つ目のお話でございますが、午前中に開催にする場合には、委員のご都合により第3回本審の終了時刻を遅くとも正午までに終了させるという必要が生じたので、午前中

に開催となった場合には開始時刻を通知文には午前10時半開始と書いてございましたが、開催日時を午前10時開始と30分早めさせていただけないかというのが1つ目のお願いでございます。それで専門部会にご出席頂く委員の9名の皆様には当然専門部会の進行状況というのはわかりますので、この連絡は不要となるわけですが、専門部会、第3回の専門部会に出席されない委員への開始時刻のご連絡が必要となってまいりますが、第3回専門部会は18時から開催となっておりますので、連絡を差し上げることが出来るのは19時以降という形で遅くなるという状況がございます。それでその連絡の方法でございますが、第3回専門部会に出席されない委員につきましては、日程調整に使わせて頂いているアドレスへのメール、それと携帯電話の両方にさせて頂いたうえで、8月7日は開始時刻が午前となった場合も午後6時となった場合もいずれの場合も終日ご都合が悪いという委員がおられましたら、その委員につきましては携帯電話による連絡を省略させて頂きたいと考えておりますので、本日の終了後に個別に、私の方にお知らせ頂きたいと思っております。その他の委員の皆様にはメールと併せまして携帯電話へもご連絡をさせて頂きますので、誠に恐れいりますが携帯電話の番号をお知らせ頂きますようお願い申し上げますというお願いでございました。

石塚会長

どうもありがとうございます。今後はハードスケジュールというか、かなりタイトでかつ皆様も色々お忙しい方々なので、なかなか日程調整が難しいかと思いますが、今、提案されました第3回本審の開始時刻についてですが、8月4日の第3回専門部会で結審した場合は、第3回の本審を8月7日月曜日の午前10時から開催する、8月7日の第4回専門部会で結審した場合は、第3回本審を8月7日月曜日の午後6時から開催、ということになります。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

それではそういう日程をお願いします。日程の確保については、よろしくをお願いします。今後は、第2回から第4回専門部会まで日程が組まれておりまして、専門部会報告の結果のとおりとするかどうか、再度本審で審議することになりますので、よろしくお願いま

す。それでは他に何か審議することがありますか。皆さんの方から何かありますでしょうか。

(意見なし)

石塚会長

無いようですので、これもちまして本日の審議会を終了させていただきます。長時間
どうもありがとうございました。

最後に議事録署名者の指名をいたします。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員に
お願いしたいと思います。

それでは以上で閉会します。どうもありがとうございました。

議事録署名

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
